

基地等跡地対策特別委員会記録（速報版）

令和8年6月16日開催

付議事件

1 基地等跡地対策について

- 西村 陸委員長 付議事件1、基地等跡地対策についてを議題といたします。

本件について報告をお願いします。どうぞ。

- 堀 宗生政策課基地跡地担当主幹 それでは、前回の基地等跡地対策特別委員会が令和8年2月27日に開催されましたので、それ以降の状況について、お手元の資料に基づき、順次、御説明させていただきます。

初めに、1の調布基地跡地の状況の（1）調布飛行場に係る動きの調布飛行場諸課題検討協議会についてでございますが、当該協議会は、調布飛行場の諸課題を機動的・効率的に解決するために設置されているもので、東京都並びに三鷹市、府中市及び調布市の部課長級の職員で構成されており、本年5月22日の午後2時から調布飛行場ターミナルビルにおいて開催されました。その概要につきまして、東京都より当該協議会に提示された資料を用いて、御説明させていただきます。

恐れ入りますが、システム7ページの参考を御覧ください。まず、自家用機分散移転に向けた取組について、大きく5点、御報告いたします。

システム8ページを御覧ください。1点目の自家用機所有者との協議状況については、対象となる17機の自家用機所有者に対し、東京都は令和4年度から個別交渉を実施してまいりました。そのような中、昨年度は、3機について大島空港格納庫への移転に関する提案がありました。東京都はできる限り、合意の上で移転となるよう粘り強く交渉を続けてきましたが、条件への折り合いがつかず、交渉は決裂し、その結果、要綱の登録要件を満たさない2機については、今年度からの登録を認めないこととしたと報告がありました。なお、今後の移転交渉の対象となる機体は15機となります。

システム9ページを御覧ください。2点目の移転促進補助制度については、分散移転を推進するため、東京都において令和5年度に創設された制度でございまして、補助対象経費、補助期間は記載のとおりであり、創設以降、内容に変更はございません。なお、（1）④のとおり、令和7年度も当該補助制度の利用はございませんでしたが、（2）のとおり令和8年度においても予算を確保し、今後の分散移転の実現に向けた取組を進めていくとのことでございます。

次のシステム10ページを御覧ください。3点目の大島空港格納庫における航空機整備事業の実施については、調布飛行場の自家用機分散移転等を目的として、大島空港にて自家用機の受入拡大に向けた取組の一環として、実施しているものでございます。昨年度の本特別委員会で御報告させていただいたとおり、令和7年9月16日よりハンドリングサービスや機体の軽微な保守・整備作業の事業を開始したものでございます。

システム11ページを御覧ください。4点目の大島空港の移転環境の整備については、まず（1）の格納庫は、こちらも昨年度の本特別委員会で御報告させていただいたとおり、東京都は令和7年10月分から利用ルールを変更いたしました。10月以降の使用状況としては、毎月2～3機程度の利用があるとのことでございます。次に（2）の訓練飛行の実績は記載のとおりでございまして、（3）の航空機整備事業は先ほど御報告したとおりでございます。

次にシステム12ページを御覧ください。5点目の新たな移転先確保のための取組状況については、過年度から引き続き、空港等の管理者に対して電話による調査を実施いたしました。調査結果につきましては、（3）のとおり、茨城県にある大利根飛行場にお

いて、常駐機の受入れ可能性があることを確認したとのことですが、当該飛行場は河川敷にあることから駐機スポットは草地であり、増水時等には所有者が機体を退避させる必要があるとのこととございます。

システム13ページを御覧ください。調布飛行場運営要綱の改正について、御報告いたします。

次にシステム14ページを御覧ください。本年4月1日施行で要綱の一部改正が行われ、主な改正内容は、記載の2点でございます。なお、1点目の内容については、従来の要綱にも記載があったが、わかりやすいものにした、2点目の内容については、新たに設けた内容とのこととございました。

システム15ページを御覧ください。その他の確認事項について、大きく5点、御報告いたします。

次にシステム16ページを御覧ください。1点目の調布飛行場の整備に係る検討については、飛行場管理事務所等の老朽化した施設を建て替える機会を捉えて、整備方針の検討を実施するものでございます。整備検討会は、これまで4回開催され、その都度、本特別委員会で概要を御報告してまいりましたが、今後開催される第5回の日程は未定とのこととございます。

システム17ページを御覧ください。2点目の航空機航跡調査については、(1)の調査概要として、調布飛行場を離陸する航空機がAIPで定められた離陸経路を航行しているかについて確認するため、GPSや映像を分析し、調査するもので、昨年度もこれまでと同様に2回実施しており、調査期間は(3)に記載のとおりでございます。

次にシステム18ページを御覧ください。(4)調査方法につきましては、GPSの情報を観測して航跡を確認するADS-Bと複数のカメラで撮影し、航跡を確認する映像の2種類でございます。

システム19ページを御覧ください。調査結果につきましては、第1回、第2回いずれの調査においてもAIPで定められた離陸経路を遵守して離陸していることを確認しており、詳細は19、20ページに記載のとおりでございます。

次にシステム20ページをご覧ください。なお、今年度の取組につきましては、下段の(7)に記載のとおり、昨年度と同様の手法・時期での計測を予定しているとのこととございます。

システム21ページを御覧ください。3点目の墜落事故風化防止の取組については、記載の内容を昨年度と同様に今年度も実施するとのこととございます。

次にシステム22ページを御覧ください。4点目の調布飛行場外部監査については、調布飛行場に係る管理運営業務の適性の確保などに寄与することを目的として、年1回実施しているもので、昨年度は、9月11日に実施したところ、指摘事項はなく、適正と評価されたとのこととございます。

システム23ページを御覧ください。5点目の本年3月12日に発生した火災については、飛行場運用時間外に草刈作業を実施していたところ、草刈機から発火し、飛行場の北側過走帯脇の草地120平方メートルを延焼したもので、出火原因は記載のとおりでございます。なお、空港運用に影響はございませんでした。

以上が諸課題検討協議会の当日の報告事項であり、自家用機が15機となったものの分散移転の対象は全ての自家用機であることから、地元3市からは引き続き、情報共有しながら粘り強く、分散移転に向けた取組を推進することを要望いたしました。そして、調布飛行場につきましては、引き続き、東京都に対して、管理運営の徹底や安全対策等を進めるとともに、地域住民への丁寧な対応を求めてまいります。

恐れ入りますが、システム1ページにお戻りください。続きまして、(2)都市整備用地に係る動きの環境影響評価書の縦覧(令和8年4月実施)についてでございますが、東京都環境局の依頼を受け、本年4月8日から22日までの15日間、環境政策課窓口等において環境影響評価書の縦覧を実施いたしました。

今後につきましては、事後調査手続の段階として、本評価書との整合を図りながら、工事施工中及び工事完了後における環境影響の実態把握に向けた調査が進められる予定となっております。また、工事施工中及び工事完了後において、東京都へ事後調査報告書が提出される予定となっております。

次に、府中市地域まちづくり条例に基づく手続につきましては、前回の報告以降、大きな進展はなく、引き続き協議を進めております。なお、現地における埋蔵文化財の発掘調査の状況につきましては、発掘調査と並行して実施されている既存構造物や樹木の撤去工事の影響により、当初、本年8月末までとされていた発掘調査期間が、年末まで延長される予定となっております。しかしながら、事業者からはこの延長による開業時期への影響はないと伺っております。

続きまして、(3) その他でございますが、東京都より、調布基地跡地内の施設に関して、2点情報提供がありましたので、報告させていただきます。

1点目は、本市の学校給食センター南側にある都立府中けやきの森学園についてでございます。昨年度、大規模改修工事の予定がある旨を御報告しておりましたが、その概要の情報提供がございました。まず、スケジュールについては、令和12年度から令和17年度にかけて実施予定であり、大規模改修の際には、仮設校舎の整備が必要となるため、学校のグラウンド及び学校敷地の北側にある農場を活用する予定とのことでございます。

2点目は、京王アリーナTOKYOの北側にある社会福祉法人大泉旭学園調布福祉園についてでございます。こちらも、施設の老朽化への対応として、令和9年1月から解体・改築工事を始めて、令和11年の秋頃に竣工の予定とのことでございます。

以上が、1の調布基地跡地の状況でございます。

続きまして、2の府中基地跡地留保地の状況における、(1) 国の動きについてでございますが、今年度の予定といたしましては、米軍通信施設跡地を管理している防衛省は、令和6年度に実施した土壌汚染に関する概況調査を踏まえ、今年度、土壌汚染の深さを確認する詳細調査を実施する予定と伺っております。また、留保地を管理している財務省は、美術館通りに面している既存建物も含めて保全区域内の建築物の解体及び公園用地内の維持管理対策として、樹木の伐採を実施する予定と伺っております。

以上が国の動きでございます。

次に、(2) 市の動きにおける、「ア 府中基地跡地新公園・新総合体育館基本計画策定支援業務委託事業者の選定結果等」についてでございますが、システム3ページの別紙1をご覧ください。

1の選定結果につきましては、公募型プロポーザル方式により選定した事業者と契約を締結いたしました。(1)の業務名は、府中基地跡地新公園・新総合体育館基本計画策定支援業務委託でございます。次に、(2)の契約事業者の「ア 名称」は、株式会社日本総合研究所、「イ 所在地」は東京都品川区東五反田二丁目18番1号でございます。次に、(3)の契約期間は、令和8年4月20日から令和10年1月31日までであり、(4)の契約金額は、税込6,495万5,000円でございます。

続きまして2の選定経過につきましては、(1) 事業者の公募の「ア 公募の方法」は、市ホームページで募集を行い、「イ 公募の期間」は、令和8年2月2日から同月16日まで、「ウ 応募事業者数」は、2事業者でございました。次に(2) 審査の、「ア 書類審査」は、応募事業者から提出された書類に基づき、業務実績等の参加資格について事務局が審査を実施し、2事業者を1次審査通過者として選定いたしました。次に、「イ 選定委員会による審査」は、令和8年3月17日に庁内関係部署の部長職を含めた管理職で構成した選定委員会を開催し、2次審査を実施いたしました。審査は、業務実績、実施方針、スケジュール、実施体制、プレゼンテーションについて、評価基準に基づき選定委員会委員が採点した上で、業務に係る価格提案の評価点を加え、合計点数の高い事業者を第1候補者として選定いたしました。

次に、システム4ページを御覧ください。「ウ 選定委員会による評価」でございま

すが、第1位は株式会社日本総合研究所で、点数は2,790点満点のうち1,520点、第2位はA事業者で、点数は2,790点満点のうち1,269点でございました。採用された株式会社日本総合研究所の提案につきましては、本業務の特徴や検討事項を整理し、具体的かつ効果的な実施方針を示されていたほか、新公園・新総合体育館・図書館の連携や、防災・環境機能に関する検討方法も具体的に示されました。さらにプレゼンテーションにおいても、提案意図が明確であり、事業への理解や取組姿勢が十分に表現されていたことから、総合的に評価され、選定に至ったものでございます。

恐れ入りますが、システム1ページに再度、お戻りください。次に、「イ 新設幹線道路（市道3-478号）及び美術館通り歩道拡幅部（臨時駐車場以東）の無償貸付契約の締結」についてでございますが、（ア）の契約日は令和8年3月26日、（イ）の貸付期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。区域については別紙にて御説明いたしますので、システム5ページの別紙2を御覧ください。

こちらは無償貸付契約を締結した区域を示したものでございます。赤色で示した新設幹線道路（市道3-478号）につきましては、米軍通信施設跡地を除いた区域となります。米軍通信施設跡地は、現在、防衛省が管理しており、令和9年度中に財務省へ引き継ぐ予定と伺っておりますので、引継ぎ後に点線の道路部分の無償貸付契約を締結する予定でございます。また、平和の森公園との重複区域につきましては、都市計画公園の変更手続き後に、市道3-478号の区域変更を行います。その後、令和11年度を目途に進めている公園用地の土地取得に合わせて、取得する予定でございます。

次に、美術館通りにつきましては、黄色で示す区域は昨年度に契約をしており、青色で示した臨時駐車場から東側の区域を、この度契約しております。こちらは、昨年度の本特別委員会にて御報告させていただいておりますが、令和8年3月31日まで府中市美術館と関東財務局で国有財産一時貸付契約が締結されておりましたので、令和8年4月1日以降の無償貸付契約を締結したものでございます。

恐れ入りますが、システム2ページにお戻りください。次に、「ウ 美術館通り歩道拡幅工事の状況」についてでございますが、（ア）の契約日は、令和8年4月23日。（イ）の契約工期は、令和8年4月23日から本年10月16日まで。（ウ）の契約事業者は、児玉建設株式会社でございます。

こちらも区域については別紙にて御説明いたしますので、システム6ページの別紙3を御覧ください。こちらは美術館通り歩道拡幅部の工事区域を示したもので、橙色で示した小金井街道から臨時駐車場手前までの間は、歩道拡幅部に加え既設歩道部も併せて新設インターロッキング舗装として整備します。また、緑色で示すとおり、グリーンネットフェンスをセットバックした位置に新設し、赤色で示す既設植栽帯はそのままとなります。なお、灰色で示した区域につきましては、今年度の工事では仮舗装及び仮ネットフェンスとしますが、新設幹線道路の整備時に当該歩道区域も含めて交差点改良工事を実施することとしているため、その整備に合わせて再整備を行います。工事の状況につきましては、今月8日から現場に入り、臨時駐車場部分から工事を開始しており、工事完了後、歩道拡幅部の供用を開始してまいります。

恐れ入りますが、システム2ページに再度、お戻りください。次に、「エ 今年度の予定」でございますが、（ア）の新公園の検討に係る動きでは、専門的見地からの検討に加え、市民の意見を反映するため、府中基地跡地新公園検討協議会を、今年度は4回、来年度は3回の全7回開催してまいります。なお、第1回は、今月26日の開催を予定しています。また、広く市民の御意見を伺う方法といたしまして、まず、本年7月頃に市民ニーズの調査を実施します。その後、10月頃に市民ニーズ調査を踏まえた配置案等を提示してワークショップ等を開催し、12月頃にはこれまでの御意見等を踏まえた整備検討内容等を示したオープンハウスを開催する予定としております。また、令和9年3月頃には公園整備に伴い、出入口を含む動線計画や公園環境について、周辺住民の方へ説明し、ご意見をいただいております。

次に、（イ）の新設幹線道路（市道3-478号）区域内の樹木伐採抜根工事についてでございますが、新設幹線道路区域内の樹木の伐採抜根工事を令和8年7月頃から令和9年1月頃まで実施する予定でございます。昨年度のパラボラアンテナ及び通信鉄塔の解体工事に始まり、今年度もこれまで御報告した工事を実施することにより、現地においても大きな変化が生じ、周辺住民の方々にも事業の進展が目に見える形で伝わるものと考えております。今年度から、いよいよ事業が本格的に動き出してまいりますので、引き続き、将来の市民利用を見据えながら事業推進を図ってまいります。

以上が、2の府中基地跡地留保地の状況でございます。

続きまして、3の法務省関連施設に係る動きについてでございますが、前回の報告以降、特段国の動きはございませんが、アジ研及び矯正研跡地につきましては、処分に向けた準備作業は進んでいると話がありました。法務省関連施設につきましては、引き続き国へ処分に向けた手続きを進めるよう働きかけるとともに国の動きを注視してまいりたいと考えております。

以上で、基地等跡地対策についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○西村 陸委員長 説明は終わりました。